

富山市上下水道局告示第198号

入札公告

次のとおり建設工事の条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、公告する。なお、この公告に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項について（平成23年富山市上下水道局告示第242号）による。

令和元年9月2日

富山市上下水道事業管理者職務代理者
富山市上下水道局長 黒田 和幸

工 事 名	富山公共下水道水落処理分区田畑地区水管橋下部工工事	
工 事 場 所	富山市田畑地内	
工 事 番 号	公共65	
工事完成期限	令和2年2月28日	
工 事 概 要	1 既製杭工事 8本 2 橋台工事 2基 3 仮設工事 一式	
予 定 価 格	34,330,000円 (消費税及び地方消費税額を含まない。)	
審 査 基 準 日	入札参加資格の審査は、令和元年9月13日現在の事実をもって行うものとする。	
入 札 参 加	地 域	主たる営業所が富山市の区域内にあること。
	業 種	土木
	総合点数等	入札参加資格決定通知書で通知された土木工事の総合点数が1,060点以上であること。

資格	施工実績	平成16年4月1日以降に官公庁等発注の土木一式工事の元請として、この工事の予定価格の3割以上の金額の施工実績があること。
	配置技術者	<p>1 1級土木施工管理技士と同等以上の資格を有する者（以下「1級土木施工管理技士等」という。）を配置できること。ただし、契約金額が3,500万円以上となる場合は、専任で配置することとし、その配置技術者は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に規定する営業所ごとに専任で配置する技術者（以下「営業所専任技術者」といい、当該工事の業種以外の業種の営業所専任技術者を含む。）でないこと。</p> <p>2 契約時において、1の前段の配置技術者は他の工事の専任技術者でないこととし、また、1のただし書に規定する配置技術者は他の工事に配置されている者でないこと。ただし、平成26年2月3日付け国土建第272号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」により、建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いの適用（以下「専任等の当面の取扱いの適用」という。）を受けることができる場合は、この限りでない。</p>
	調査基準 価格を下 回る価格 で契約を 締結する 場合の配 置技術者	<p>1 契約金額が3,500万円未満の場合 1級土木施工管理技士等を専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこと。なお、専任等の当面の取扱いの適用については認めない。</p> <p>2 契約金額が3,500万円以上の場合 1級土木施工管理技士等を専任で2名配置することとし、いずれの配置技術者も、営業所専任技術者でないこと。なお、専任等の当面の取扱いの適用については認めない。</p>

入札及び契約を担当する課	富山市上下水道局契約出納課
契約条項等の閲覧期間	令和元年9月2日から同月13日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)
設計図書に対する質問期間	令和元年9月2日から同月9日まで
質問に対する回答期限	令和元年9月11日
入札の方法	富山市電子入札システムによる電子入札
入札書の金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該価格に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
入札書の受付締切日時	令和元年9月13日午後5時00分
開札日時及び場所	令和元年9月17日午前9時30分から 富山市上下水道局2階第3会議室
調査基準価格	有(失格基準を適用する。)
工事代金支払条件	前金払 有 部分払 有